事後評価調書

I	事業概要									
事	業名	交通	交通安全施設等整備事業(歩道設置)							
地区名		一般県道 六連杉山線								
事業箇所		豊橋市杉山町地内								
事業のあらまし		本路線は、国道259号と国道42号とを南北に結ぶ県道で、豊橋市南部から田原市東部へ縦断して								
		いる。本要望区間には歩道がなく、杉山小学校・杉山住宅団地等があり、朝夕の時間帯では通学児童								
		も多く、大変危険な状態になっている。このため、自転車歩行者道を設置し、自転車及び歩行者の安全								
		な通行を確保するものである。								
事業目標		【達成(主要)目標】								
		歩行者、自転車の安全の確保 【副次目標】								
		事業費		内訳						
事業費		2.36 億円		■工事費 0.73 億円、■用補費 1.40 億円、■その他 0.23 億円						
				 16年度	着工年度	平成18年度	完成年度	平成22年度		
13/7/10/		自転車歩行者道 L=			1.00					
事	業内容									
		···· 主 要 目 【達成状況】								
	標の達									
	成状									
			【達成状況に対する評価】							
事			事業完了後、付近単路部において車両による軽傷事故(H22~H25)が 1 件発生しているが、自歩							
業日			道部での事故は発生していない。							
標			自歩道が整備されたことにより、安全な歩行空間が確保されており、当初の目的が達成されたと ***********************************							
①事業目標の達成状況			考えられる。							
火火	2) 副次目		【達成状況】							
況	標の達									
	成状況		【達成状況に対する評価】							
			なし							
□対応方針										
	後の事後	■						され、初期の事		
	変の事で D必要性	: 評 業目標を達成しているため、今後の事後評価の必要はない。 								
ГЩО	7.纪安 正									
改章	善措置の	必	必 上記のとおり、初期の事業目標を達成しているため、改善措置の必要はない。							
要性	±									
			標準的な	事業記	†画、工法	で施工されている	ため、同種事業に	に反映すべき事:	 項は特にない。	
	重事業に反	支映								
すへ	ぐき事項									